

札幌市民間建築物耐震化促進事業実施要綱

平成 20 年 5 月 21 日 副市長決裁

最近改正 令和 8 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）及び第 4 次札幌市耐震改修促進計画（令和 8 年 3 月策定）に基づき、建築物の耐震性の向上に資する取組に対して必要な助成を行う事業（以下「補助事業」という。）を確立し、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 地震に対する安全性を評価するものであって、次に掲げる耐震診断をいう。

ア 耐震改修促進法第 4 条第 1 項の規定による、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日付け国土交通省告示第 184 号）別添の指針に規定する耐震診断

イ 国土交通大臣がアと同等と認める方法（平成 31 年 1 月 1 日付け国住指第 3107 号）により行う耐震診断

(2) 耐震設計 地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある建築物を、地震に対して安全な構造とするための耐震改修の設計であって、次に掲げる規定による安全性の評価の結果、地震に対して安全な構造と判断されるもの（第 5 号に規定する段階的耐震改修工事のうち、1 段階目においては地震に対する安全性が向上するもの）をいう。

ア 前号アに掲げる指針

イ 前号イに掲げる方法

(3) 建替え設計 地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある建築物を除去し、地震に対して安全な構造の建築物に建て替える工事の設計をいう。

(4) 耐震改修工事 第2号に規定する耐震設計に基づく耐震改修工事をいう。

(5) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事を2回（1段階目、2段階目）に分けて段階的に行うものをいう。

(6) 建替え工事 第3号に規定する建替え設計に基づく建替え工事をいう。

(7) 工事監理 第4号から前号に規定する工事（以下「耐震改修工事等」という。）の監理及び検査報告書の作成等をいう。

(8) 除却工事 地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある建築物の除去工事をいい、建替え工事にともなう除却工事を除く。

(9) 耐震診断判定書 耐震診断が適正に行われていることについて、次表に掲げる専門機関の判定を受け、交付される書類をいう。

	専門機関名
ア	既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会（事務局、一般財団法人日本建築防災協会）へ登録した耐震判定委員会を設置する団体
イ	一般社団法人北海道建築士事務所協会 札幌支部

(10) 耐震設計評定書 耐震設計が適正に行われていることについて、前号に掲げる専門機関の評定を受け、交付される書類をいう。

(11) 既存耐震不適格建築物 耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定する既存

耐震不適格建築物をいう。

(12) マンション 共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物のものをいう。

(13) 地震時に通行を確保すべき道路 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会策定）において、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路として位置付けられた道路をいう。

(14) 指定避難所 札幌市地域防災計画（札幌市防災会議策定）において位置付けられている避難場所のうち、指定避難所として指定された建築物をいう。

(15) 市民集会施設 専ら地域住民の集会のために利用されている施設のうち、町内会、運営委員会、財団法人その他これらに類する団体が管理する収容避難場所をいう。

(16) 棟 補助事業の対象建築物で、構造上別棟となっている建築物の部分をいう。

(17) 施行者 補助対象となる事業を実施する者で、次のいずれかの者をいう。

ア 建築物の所有者

イ 区分所有建築物においては建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条若しくは第 65 条に規定する団体又は第 47 条第 1 項に規定する法人

ウ 市民集会施設においては、当該施設を管理する町内会、運営委員会、財団法人その他これらに類する団体

エ 共有建築物においては共有者

(18) 申請者 補助事業の補助金の交付の申請を行う者をいう。（前号エの場合においてはその代表者とする。）

(19) 耐震診断資格者 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「耐震改修法施行規則」という。）第 5 条第 1 項各号の規定による者をいう。

- (20) 登録事務所 補助対象となる事業を行う建築士が所属する建築士事務所で、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に規定する建築士事務所をいう。
- (21) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- (22) 全体設計承認事業 補助対象となる耐震設計、建替え設計、耐震改修工事等又は除却工事であって、複数の年度にわたる事業として、第 22 条の規定による全体設計の承認を受けたものをいう。ただし、耐震設計、建替え設計又は除却工事は 3 か年を限度とし、耐震改修工事等については 4 か年を限度とする。

第 2 章 補助対象

（補助対象建築物）

第 3 条 補助対象となる建築物は、札幌市内に存する建築物であって次の各号に該当するもの（要緊急安全確認大規模建築物を除く。）とする。

- (1) 既存耐震不適格建築物のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号。以下「耐震改修促進法施行令」という。）第 3 条に規定するその地震に対する安全性が明らかでない建築物。ただし、構造等について大臣認定、一般財団法人日本建築センター等の評価を受けたものを除く。
- (2) 次の表 1（い）欄に掲げる用途に供する建築物で同表（ろ）欄に掲げる要件を満たすもの。ただし、同表（い）欄に掲げる用途以外の部分の床面積の合計が延べ面積の過半を超えるものを除く。（床面積、建築物の高さ及び階数の算定にあつては建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条による。以下同じ。）
- (3) 次の表 2（い）欄に掲げる建築物（除却工事にあつては指定避難所を除く）で同表（ろ）欄に掲げる要件を満たすもの。

表 1

(い)	(ろ)	
用途	(い) 欄の用途に供する部分の床面積の合計が下記の要件に該当するもの ただし、建築物が (い) 欄の 2 以上の用途に供する場合については、それらの床面積の合計が、下記の要件（面積が異なる場合は最大のもの）に該当するもの	
	耐震診断、耐震設計及び建替え設計	耐震改修工事等及び除却工事
幼稚園又は認定こども園	なし（すべてが対象）	500 m ² 以上
小学校又は中学校	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上
高等学校	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上
保育所（児童福祉法第 35 条第 4 項の規定に基づき認可された施設に限る。）	なし（すべてが対象）	500 m ² 以上
社会福祉法第 2 条第 2 項第 2 号に規定される乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設	なし（すべてが対象）	1,000 m ² 以上
社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号に規定される養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム	なし（すべてが対象）	1,000 m ² 以上
社会福祉法第 2 条第 2 項第 4 号	なし（すべてが対象）	1,000 m ² 以上

に規定される障害者支援施設		
病院又は診療所(入院施設を有するもの)	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上
マンション	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上
劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外は除く。)、公会堂又は集会場	1,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店		
百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗		
旅館又はホテル		
ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場		

表 2

(い)	(ろ)	
種別	耐震診断、耐震設計及び建替え設計の対象要件	耐震改修工事等及び除却工事(指定避難所を除く)の対象要件
地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	敷地が左記道路に接している敷地に建つ建築物のうち、延べ面積が 1,000 m ² 以上	耐震改修促進法第 14 条第 3 号に定める建築物のうち、延べ面積が 1,000 m ² 以上
指定避難所	なし(すべてが対象)	耐震改修工事等の実

		施後、10 年以上指定避難所として活用され、災害時に速やかに避難所として開設可能となる措置が講じられているもの
--	--	---

(3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造である建築物。ただし、指定避難所はこの限りでない。

(4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けて同種の事業を実施したことがないもの。ただし、段階的耐震改修工事に関してはこの限りでない。

(5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の規定による建築基準関係規定に適合するもの

(6) 耐震設計、建替え設計、耐震改修工事等及び除却工事にあつては、耐震診断判定書の交付を受けた耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると判定されたもの。

2 要緊急安全確認大規模建築物であつて、耐震設計、建替え設計、耐震改修工事等及び除却工事の補助対象となる建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると報告されたもの

(2) 平成 28 年 3 月 31 日までに「札幌市建築物の耐震改修の促進に関する法律事務取扱要綱（平成 27 年 1 月 13 日）」第 6 条に規定する耐震診断結果報告済証明書の発行を受けたもの

(3) 前項第 4 号及び第 5 号に該当するもの

3 前 2 項における建築物が、2 以上の棟からなる場合については、当該棟をそれ

ぞれ別の建築物とみなして同項の規定を適用する。

- 4 前各項の規定にかかわらず、市長が認める建築物については補助対象とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助対象となる者は、次に掲げる要件に全て該当する施行者とする。

- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者
- (2) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体（独立行政法人、地方公共団体が設立した地方独立行政法人及び国又は地方公共団体が設立若しくは出資等に関わる法人等をいう。以下同じ。）に該当しない者。ただし、市長が認める者についてはこの限りでない。
- (3) 札幌市の市税を滞納していない者

(補助対象となる事業)

第5条 補助対象となる耐震診断は、施行者が登録事務所に委託し、耐震診断資格者が行うもので、耐震診断判定書の交付を受けるものとする。

- 2 補助対象となる耐震設計は、施行者が登録事務所に委託し、耐震診断資格者が行うもので、耐震設計評定書の交付を受けるものとする。
- 3 補助対象となる建替え設計は、次の各号に該当するものとする。
 - (1) 施行者が登録事務所に委託し、建築士法第2条第2項の規定による一級建築士が行うもの
 - (2) 原則、建替え前の建築物が存する敷地を含む敷地での建替え工事に係る設計であるもの
 - (3) 建替え前の建築物を除却する前に着手するもの。ただし、早急な除却が必要

であるなど、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(4) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認（建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を含む。以下同じ。）を受けるもの

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させるもの。

4 補助対象となる耐震改修工事は、次の各号に該当するものとする。

(1) 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となるもの。ただし、段階的耐震改修工事のうち1段階目改修を行う場合においてはこの限りでない。

(2) 専門機関の評定を受けた耐震設計に基づき、施行者が施工業者（建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けているもの。以下同じ。）に請け負わせて実施するもの

(3) 耐震診断資格者が工事監理を行うもの

(4) 市長の中間検査を受け、中間検査確認書の交付を受けるもの

(5) 市長の精査を受け、完了検査確認書の交付を受けるもの

5 補助対象となる建替え工事は、次の各号に該当するものとする。

(1) 建築基準法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認を受けた建替え設計に基づき施行者が施工業者に請け負わせて実施するもの

(2) 建替え後の建築物について、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けるもの

(3) 原則、建替え前の建築物が存する敷地を含む敷地での建替え工事であるもの

(4) 建替え前の建築物を除却する前に建替えの計画策定に着手しているもの。ただし、早急な除却が必要であるなど、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(5) 第3項第5号に該当するもの

6 補助対象となる除却工事は、施行者が施工業者に請け負わせて実施するもの

7 第2項から第6項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象としない。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(1) 耐震改修工事等に伴い、次に掲げる建築物の用途へ変更を行うもの

ア 第3条第1項第2号に規定する建築物にあつては表1(い)欄に掲げる用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の過半を超えるもの

イ 要緊急安全確認大規模建築物にあつては、耐震改修促進法施行令第8条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の過半を超えるもの

(2) 第3条第1項第2号に規定する建築物にあつては、耐震改修工事等の実施後、同号表1(ろ)欄に掲げる要件を満たさなくなるもの。

(3) 第3条第1項第3号に規定する建築物のうち、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物にあつては、耐震改修工事等の実施後の延べ面積が1,000㎡未満になるもの。

(4) 要緊急安全確認大規模建築物にあつては、耐震改修工事等実施後の規模(階数及び耐震改修促進法施行令第8条第1項各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計)が、当該建築物の区分に応じ、それぞれ同法施行令第6条第2項各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。)に満たないもの。

8 この要綱に基づく補助金以外に、国又は地方公共団体の補助金の交付を受けている事業は補助事業の対象としない。ただし、他の補助事業における補助対象部分とこの要綱に基づく補助対象部分を明確に区分できるなど、市長が認める事業についてはこの限りでない。

(補助対象費用)

第6条 補助対象となる費用は次の各号に掲げる費用とする。

(1) 耐震診断にあつては、次に掲げる費用のうち最も小さい額

ア 耐震診断に要する費用及び耐震診断判定書の交付を受けるために要する費用

イ 床面積に次の表に定める床面積の区分ごとの限度額を乗じた額を合計した額

	棟の床面積	限度額 (棟床面積あたり)
(ア)	1,000 m ² 以内の部分	4,580 円/m ² 以内
(イ)	1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分	2,350 円/m ² 以内
(ウ)	2,000 m ² を超える部分	1,570 円/m ² 以内

(2) 耐震設計にあつては、耐震設計に要する費用及び耐震設計評定書の交付を受けるために要する費用

(3) 建替え設計にあつては、次に掲げる費用のうち最も小さい額

ア 建替え設計に要する費用

イ 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(平成 31 年国土交通省告示第 98 号)をもとに算出した額

(4) 耐震改修工事にあつては、次に掲げる費用のうち最も小さい額

ア 耐震改修工事に要する費用(ガラス、エレベーター等の非構造部材に要する改修費用等の耐震性能の向上に寄与する工事費用を含む)及び工事監理に要する費用

イ 工事前の延べ面積に、マンション以外の建築物にあつては 57,000 円(うち特に倒壊の危険性が高いもの(耐震診断の結果、I s の値が 0.3 未満相当のもの。以下同じ。)にあつては 62,700 円)、マンションにあつては 51,700 円(うち特に危険性が高いものにあつては 56,900 円)を乗じた額

(5) 建替え工事又は除却工事にあつては、次に掲げる費用のうち最も小さい額

ア 建替え工事に要する費用及び工事監理に要する費用(除却工事にあつては除

却工事に要する費用)

イ 工事前の延べ面積に、マンション以外の建築物にあつては 57,000 円（うち特に倒壊の危険性が高いもの（耐震診断の結果、 I_s の値が 0.3 未満相当のもの。以下同じ。）にあつては 62,700 円）、マンションにあつては 51,700 円（うち特に危険性が高いものにあつては 56,900 円）を乗じた額

2 前項の補助対象となる費用は、消費税等相当額を除く額とする。

（補助金の交付額）

第 7 条 補助金の交付額は次の表に定める額とする。

対象事業	補助対象費用	補助金の交付額
		各号に掲げるもののうち、いずれか低い額を限度とする（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。）。
耐震診断	第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる費用	(1) 補助対象費用の 3 分の 2 (2) 1 棟につき 150 万円
耐震設計	第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる費用	(1) 補助対象費用の 3 分の 2 (2) 1 棟につき 500 万円
建替え設計	第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる費用	(1) 補助対象費用の 3 分の 2 (2) 1 棟につき 500 万円（棟算定は建替え前の状況で判断する。）
耐震改修工事	第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる費用	(1) 補助対象費用の 23%。ただし、マンションにあつては 1/3 (2) 1 事業につき 3,500 万円。ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあつては、2 億円
1 段階目耐震改修工事	第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる費用	(1) 補助対象費用の 23%。ただし、マンションにあつては 1/3 (2) 1 事業につき 1,000 万円。ただし、要緊急安

		全確認大規模建築物にあつては、5,000万円
2段階目耐震改修工事	第6条第1項第4号に掲げる費用	(1) 補助対象費用の23%。ただし、マンションにあつては1/3 (2) 1事業につき2,500万円。ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあつては、1億5,000万円
建替え工事又は除却工事	第6条第1項第5号に掲げる費用	(1) 補助対象費用の23%。ただし、マンションにあつては1/3 (2) 1事業につき3,500万円。ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあつては、2億円

2 要緊急安全確認大規模建築物にあつては、前項の補助金の交付額に次の表に定める額を加算した額を補助金の交付額とする。

対象事業	補助対象費用	補助金の加算額
		各号に掲げる額を限度とする（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。）。 $a = \text{前項の補助金の交付額} / \text{補助対象費用}$
耐震設計	第6条第1項第2号に掲げる費用	$1/3 - a/4$
建替え設計	第6条第1項第3号に掲げる費用	$1/3 - a/4$
耐震改修工事（1段階目耐震改修工事、2段階目耐震改修	第6条第1項第4号に掲げる費用	$0.115 + 31a/69$

工事を含 む。)		
建替え工 事又は除 却工事	第6条第1項第 5号に掲げる費 用	0.115+31a/69

- 3 耐震改修工事等及び除却工事の補助金の交付額にあつては、構造的に独立している複数の棟が、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により接続されている場合、1事業として前各項の交付額を算出する。
- 4 市長は、第8条第1項の規定による申請を受けた場合においては、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

第3章 手続き

(補助金の交付の申請)

第8条 申請者は補助対象となる耐震診断、耐震設計、建替え設計、耐震改修工事等又は除却工事を行う前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金申請額算出書（様式第1号-1）
- (2) 補助対象建築物に係る検査済証の写し（市長又は指定確認検査機関が発行する証明書等に代えることができる。）
- (3) 補助対象建築物の登記事項証明書（マンションにあつては申請者の代表者が所有する部分。表題部、権利部が明示されているもので、発行から3か月以内のもの）
- (4) 申請者が個人の場合にあつては官公署から発行された申請者の身分を証明できる書類（申請時において有効なもの、以下「本人確認書類」という。）の写し、申請者が法人の場合にあつては法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書、発行から3か月以内のもの）及び印鑑登録証明書（発行から3か月以内の

もの)、申請者が法人格を有しない団体の場合にあつては代表者の本人確認書類の写し

(5) 申請者名義の補助金振込口座確認書(様式第1号-2)

(6) 前号の口座番号や名義等が分かる預金通帳等の写し

(7) 市民集会施設にあつては、次に掲げる書類

ア 事業の実施に関して、当該施設を管理する団体に関係する地域住民の合意がある旨の申出書(様式第1号-3)

イ アの合意についての集会等の議事録等の写し

(8) 区分所有建築物及び共有建築物にあつては、次に掲げる書類。

ア 事業の実施に関して、区分所有者又は共有者の合意がある旨の申出書(様式第1号-3)

イ アの合意についての集会等の議事録等の写し

(9) 除却工事以外の事業にあつては、事業計画書の写し(耐震改修工事等にあつては、工事特記仕様書の写し)

(10) 耐震診断以外の事業にあつては、事業に係る工程表

(11) 事業に要する費用の見積書の写し(登録事務所又は施工業者が発行し、代表印が押印されているもの。また、補助対象部分、補助対象外部分及び事業計画書に示す項目に該当する積算内訳が明示されているもの)

(12) 除却工事以外の事業にあつては、事業を行う建築士に係る、次に掲げる書類

ア 建築士法第5条第2項に規定する免許証の写し

イ 登録事務所に所属することを証する書類の写し

ウ イの登録事務所が建築士法第23条の3第1項の規定により登録を受けたことを証する書類の写し

- エ 耐震診断、耐震設計及び耐震改修工事にあつては、耐震診断資格者であることを証する書類の写し
- (13) 耐震改修工事等及び除却工事にあつては、施工業者が建設業法第3条第1項の規定により許可を受けたことを証する書類の写し
- (14) 当該補助対象建築物の位置図、配置図、各階平面図、立面図（2面以上）、面積表（事業の対象部分、他の用途との併用部分等が明示されているもの）
- (15) 当該補助対象建築物の現況写真（外観2面以上、カラー、L判程度）
- (16) 耐震設計、建替え設計及び除却工事の申請にあつては、耐震診断報告書及び耐震診断判定書の写し
- (17) 耐震改修工事の申請にあつては、次に掲げる書類
 - ア 耐震設計報告書の写し（段階的耐震改修工事を実施する場合は、1段階目及び2段階目に係るもの）
 - イ 耐震設計評定書の写し（段階的耐震改修工事を実施する場合は、1段階目及び2段階目に係るもの）
 - ウ 耐震改修図面（構造図、意匠図、設備図等、補助対象となる耐震改修工事の内容が分かるもの。補助対象以外の工事がある場合は、補助対象部分と補助対象外部分が明示されているもの）
- エ 前号の書類
- (18) 建替え工事の申請にあつては、次に掲げる書類
 - ア 建替え後の建築物に係る建築基準法第6条第4項に規定する確認済証（以下「確認済証」という。）の写し
 - イ 建替え後の建築物に係る建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類
 - ウ 建替え後の建築物の図面（位置図、配置図、各階平面図、立面図、面積表等）

エ 第 16 号の書類

(19) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震改修工事等及び除却工事
にあつては、耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する建築物であることを証す
る書類

(20) 指定避難所の耐震改修工事等にあつては、次に掲げる書類

ア 工事後、10 年以上指定避難所として活用されること及び災害時に速やかに指
定避難所として開設可能となる措置が講じられていることの誓約書（様式第 1
号-4）

イ 災害時に速やかに指定避難所が開設可能となる人員配置体制が確認できる書
類の写し

(21) 申請者の納税証明書（指名願）（申請者が法人格を有しない団体その他本市
に納税義務がない場合にあつては、その旨の申出書）（補助金の交付の申請を
行う年度に発行したもの）

(22) その他、市長が必要と認める書類

2 全体設計承認事業にあつては、前項の規定に準じて毎年度補助金交付申請書
を作成し、市長に申請しなければならない。

3 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める書類の添付を省略するこ
とができる。

(1) 当該補助対象建築物が過去にこの要綱に基づく補助事業を利用している場合
（その後新たに建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物の建築等に関す
る確認を受けているものを除く。） 第 1 項第 2 号の書類

(2) 当該補助対象建築物が過去にこの要綱に基づく耐震診断を完了し補助金の交
付を受けている場合（当該診断内容に変更が生じている場合を除く。） 第 1
項第 16 号の書類

(3) 当該補助対象建築物が過去にこの要綱に基づく耐震設計を完了し補助金の交

付を受けている場合（当該設計内容に変更が生じている場合を除く。） 第1項第17号の書類

(4) 当該補助対象建築物が過去にこの要綱に基づく建替え設計を完了し補助金の交付を受けている場合（当該設計内容に変更が生じている場合を除く。） 第1項第18号の書類

(5) 全体設計承認事業 第1項第2号から第21号までの書類（初年度の申請にあつては同項第17号ア及びイ並びに第18号ア及びイに定める書類、中間年度及び最終年度の申請にあつては同項第5号及び第21号に定める書類を除く）。ただし、第22条第1項の承認から、補助金の交付の申請までの間にその内容に変更が生じた書類を除く。

4 第1項に掲げる書類は、市長が同等と認める書類に代えることができる。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査の上補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式2）又は補助金不交付決定通知書（様式3）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項による交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。

3 申請者は、第1項の規定による交付決定を受ける前（全体設計承認事業にあつては初年度の交付決定を受ける前）に、申請した補助対象となる事業に係る契約を締結してはならない。

（事業の内容等の変更）

第10条 申請者は、前条の規定による交付決定を受けた後、補助対象となる事業に要する費用又は内容を変更する場合、速やかに補助金変更申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、補助金の交付額に変更を生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 補助金申請額算出書（様式第1号-1）

- (2) 変更の内容を表す書類、図面等（当初及び変更内容を明示したもの）
- (3) 変更後の補助対象となる事業に要する費用の見積書の写し（補助対象部分と補助対象外部分、積算根拠や積算内訳を明示したもの）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（申請者の変更）

第11条 第8条の規定による申請を行った後又は第9条の規定による交付決定を受けた後に、申請者を変更する場合は、新たな申請者は、速やかに申請者の変更申出書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に申し出、承認を得なければならない。

- (1) 新たな申請者が個人の場合にあっては本人確認書類の写し、新たな申請者が法人の場合にあっては法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書、発行から3か月以内のもの）及び印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの）、新たな申請者が法人格を有しない団体の場合にあっては代表者の本人確認書類の写し
- (2) 新たな申請者の納税証明書（指名願）（申請者が法人格を有しない団体その他本市に納税義務がない場合にあっては、その旨の申出書）（補助金交付申請を行う年度に発行したもの）
- (3) 申請者の変更を証する書類
- (4) 新たな申請者名義の補助金振込口座確認書（様式第1号-2）
- (5) 前号の口座番号や名義等が分かる預金通帳等の写し

2 市長は、前項の申出があったときは申出書の内容を確認し、申請者の変更承認書（様式第6号）により新たな申請者に通知するものとする。

(補助申請の取下)

第 12 条 申請者は、補助対象となる事業を取り下げようとするときは、取下届（様式第 7 号）により、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理し、第 9 条又は第 10 条の規定による交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により、申請者に通知するものとする。

(着手)

第 13 条 申請者は、第 9 条の規定による交付決定を受けた後、速やかに事業に着手するものとする。

(耐震改修工事の中間検査・完了検査)

第 14 条 耐震改修工事の申請者は、耐震改修工事による補強箇所等を目視確認できる時期に、市長の中間検査を受け、中間検査確認書の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による中間検査の結果、耐震改修工事が適切に行われていないと判定した場合は、申請者に対し、耐震改修工事を適切に行うよう指導することができる。

3 耐震改修工事の申請者は、耐震改修工事を完了しようとするときは、あらかじめ実施した耐震改修工事について補強箇所等の写真等により市長の完了検査を受け、完了検査確認書の交付を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による完了検査の結果、耐震改修工事が適切に行われていないと判定した場合は、申請者に対し、耐震改修工事を適切に行うよう指導することができる。

(事業の精査等)

第 15 条 申請者は補助対象となる耐震診断を完了しようとするときは、専門機関に耐震診断報告書等の判定を受け、耐震診断判定書の交付を受けなければならない。

2 申請者は補助対象となる耐震設計を完了しようとするときは、専門機関に耐震設計計算書等の評定を受け、耐震設計評定書の交付を受けなければならない。

(事業の完了報告)

第 16 条 申請者は、補助対象となる事業が完了した場合は、完了報告書（様式第 9 号）に次に定める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 実施した事業の報告書（計算書、図面、工事報告書等を含む）の写し

(2) 耐震診断にあつては耐震診断判定書の写し

(3) 耐震設計にあつては耐震設計評定書の写し

(4) 建替え設計にあつては建替え後の建築物に係る確認済証の写し及び建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類

(5) 耐震改修工事にあつては次に定める書類

ア 工事写真（改修箇所ごとの完了時の状況が確認できるもの）

イ 中間検査確認書及び完了検査確認書の写し

(6) 建替え工事にあつては次に定める書類

ア 工事写真

イ 建替え後の建築物の検査済証の写し

ウ 建替え前の建築物の閉鎖事項証明書又は滅失登記の登記完了証の写し

エ 建替え前の建築物の除却工事に関わる報告書の写し（除却工事が完了した年度のみ）

オ 建替え前の建築物の除却工事が完了したことが確認できる現地写真（除却工事が完了した年度のみ）

(7) 除却工事にあつては次に定める書類

ア 工事写真

イ 除却した建築物の閉鎖事項証明書又は滅失登記の登記完了証の写し

(8) 事業に係る契約書の写し（全体設計承認事業の場合は、毎年度の支払い額が確認できるもの）

(9) 事業に要した費用に係る領収書の写し（全体設計承認事業の場合は、当該年度の支払い額が確認できるもの）

(10) 事業に要した費用に係る、金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できる書類の写し（手形により支払いを行う場合で、全体設計承認事業の最終年度に係るものについては、支払期日を第9条の規定による交付決定があつた日の属する年度の3月15日以前としたものに限る）

(11) 全体設計承認事業の初年度及び中間年度の報告にあつては実施工程表（その年度の出来高が確認できるもの）

(12) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、全体設計承認事業の初年度及び中間年度における報告は、前項第1号（耐震改修工事等及び除却工事にあつては第2号）から第4号まで、第6号イ及びウ、第7号イの書類の添付を要しない。

3 第1項の報告は、第9条の規定による交付決定があつた日の属する年度の3月15日までに行わなければならない。ただし、全体設計承認事業の初年度及び中間年度にあつては、3月31日までとする。

4 第10条の規定による軽微な変更については、第1項の規定による報告時に内容を報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第 17 条 市長は、申請者から前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告の内容を審査し、第 9 条又は第 10 条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、補助金額確定通知書（様式第 10 号）により、申請者に通知するとともに、申請者に補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第 18 条 市長は、前条の審査において、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを申請者に指導するものとし、理由を付した書面により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 19 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 9 条又は第 10 条に規定する補助金の交付の決定若しくは第 17 条に規定する補助金の額の確定を取り消す、又は補助金の額を減ずること（以下「補助金の取消し等」という。）ができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。

(3) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の取消し等を行ったときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 20 条 市長は、前条の規定により補助金の取消し等を行った場合において、申請者に対して既に補助金を交付していたときは、補助金返還命令書（様式第 11 号）により、期限を定めて返還を命じるものとする。

第4章 複数年度にわたる事業の手続き

(全体設計の承認申請)

第21条 申請者は、補助対象となる事業が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、全体設計(変更)承認申請書(様式第12号)に第8条第1項第1号から第22号に定める書類(同項第17号ア及びイ並びに第18号ア及びイに定める書類を除く)を添えて市長に申請し、補助対象となる費用の総額及び補助対象となる事業の完了の予定期日等について承認を得なければならない。なお、当該補助対象となる費用の総額を変更する場合も同様とする。この場合において、同条第1項第11号「事業に要する費用の見積書の写し」とあるのは、「各年度別計画の要する費用の見積書の写し」と読み替えるものとする。

2 前項の申請に当たっては、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 前項の申請のとおり補助対象となる事業が完了し、第16条の規定による完了報告を行うことが確実に見込まれるものであること。

(2) 資金計画が補助対象となる事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(全体設計の承認)

第22条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認められた場合は、当該申請内容を承認し、全体設計(変更)承認通知書(様式第13号)により申請者へ通知しなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において必要があるときは、当該承認について条件を付すことができる。

(全体設計承認事業の申請者の変更)

第23条 前条の承認の後に申請者を変更する場合は、新たな申請者は、速やかに申請者の変更申出書(様式第5号)に第11条第1項各号に定める書類を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は前項の申出があったときは申請書の内容を確認し、申請者の変更承認書(様式第6号)により新たな申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による変更承認書の通知を受けた場合、新たな申請者は第 11 条第 1 項に規定する市長の承認を得たものとみなす。

(全体設計承認事業の変更)

第 24 条 第 22 条に規定する承認の通知を受けた申請者は、当該承認の後に申請内容を変更しようとするときは、第 10 条第 1 項に規定する申請の前に、全体設計(変更)承認申請書(様式第 12 号)に次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当初の目的を変更しない範囲で補助金の交付額に変更を生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 事業に要する費用に変更があるときは各年度別計画の事業に要する費用の変更見積書の写し

(2) 変更の内容を表す書類、図面等(当初及び変更内容が明示されているもの)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第 22 条の規定は、前項の申請書の提出があった場合について準用する。

(事業の特例)

第 25 条 第 16 条第 3 項(完了報告の期限)の規定の適用については、市長が当該期限を変更する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 5 章 雑則

(補助の限度)

第 26 条 市長は、申請者に対して予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(補助事業の遂行)

第 27 条 施行者は、第 9 条又は第 10 条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(書類の整備、保存)

第 28 条 施行者は、補助事業に係る補助金の収入及び支出を明らかにした帳簿並びに関係書類を整備し、これを補助事業終了年度以降 5 年間保存しなければならない。

(調査等への協力)

第 29 条 施行者は、補助事業に係る補助金の執行等に関し、市長が必要な調査等を行うときはこれに協力しなければならない。

2 施行者は、本要綱に基づき耐震診断等を行う者が建築物、敷地への立入調査及びその他必要な調査等を行うときには、これに協力しなければならない。

3 市長は、前各項の協力が得られないと認めたときは、第 9 条又は第 10 条の規定による交付決定を取り消すことができる。

(委託事業)

第 30 条 市長は、補助事業の一部又は全部を委託することができる。

(秘密の保持)

第 31 条 補助事業に就く者は、職務上知り得た秘密については正当な理由のない限りこれを漏らしてはならない。

(その他)

第 32 条 この補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年 6 月 29 日訓令第 24 号）、社会資本整備総合交付金交付要綱、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱及び建築物耐震対策緊急促進事業交付申請マニュアル（国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室作成）の定めるところによる。

(委任)

第 33 条 この要綱の施行について必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の第 9 条の規定による補助金の交付の決定を受けたものに対する第 6 条の補助対象となる費用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の第 9 条の規定による補助金の交付の決定を受けたものに対する第 6 条の補助対象となる費用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の第 9 条の規定による補助金の交付の決定を受けたものに対する第 6 条の補助対象となる費用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

要綱様式

様式	名称	要綱関係 条項
様式1	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金交付申請書	第8条
様式1-1	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金申請額算出書	第8条 第10条
様式1-2	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金振込口座確認書	第8条 第11条
様式1-3	札幌市民間建築物耐震化促進事業 申出書	第8条
様式1-4	札幌市民間建築物耐震化促進事業 誓約書	第8条
様式2	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金交付決定書	第9条
様式3	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金不交付決定通知書	第9条
様式4	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金交付変更申請書	第10条
様式5	札幌市民間建築物耐震化促進事業 申請者の変更申出書	第11条 第23条
様式6	札幌市民間建築物耐震化促進事業 申請者の変更承認書	第11条 第23条
様式7	札幌市民間建築物耐震化促進事業 取下届	第12条
様式8	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金交付決定取消通知書	第12条 第20条

様式 9	札幌市民間建築物耐震化促進事業 完了報告書	第 16 条
様式 10	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金額確定通知書	第 17 条
様式 11	札幌市民間建築物耐震化促進事業 補助金返還命令書	第 20 条
様式 12	札幌市民間建築物耐震化促進事業 全体設計（変更）承認申請書	第 21 条 第 24 条
様式 13	札幌市民間建築物耐震化促進事業 全体設計（変更）承認通知書	第 22 条 第 24 条